



未収金目標及び具体取組内容調査

所属	都市計画局	担当	建築指導部監察課	債権整理番号(3ケタ)	001	債権区分	非強制徴収公債権(非強公)	債権名	簡易代執行に要した費用
----	-------	----	----------	-------------	-----	------	---------------	-----	-------------

1. 令和2年度の修正目標(=未収金残高目標)の達成状況 … いずれかの記号を入力 ※修正目標 … 当年度当初に、前年度末の未収金残高の結果を踏まえて、当初目標を修正したもの  
 (例) 令和2年度修正目標=令和2年度当初に、令和元年度末の未収金残高の結果を踏まえて、令和2年度当初目標を修正したもの

過年度	B1	現年度		合計(過年度+現年度)	B1
-----	----	-----	--	-------------	----

「A」… 目標達成、「B1」… 取組みは予定通り実施したが、目標は未達、「B2」… 取組みを予定通り実施できず、目標も未達、「-」… 当年度中に新規発生した債権のため、前年度時点で目標未設定

2. 未収金の推移(実績及び目標) … 色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数 ※当初目標 … 前年度中に設定する当年度の目標

(単位:千円)

A	平30実績	過年度分								現年度分								合計		
		前年度からの 調定繰越額	年度中の 調定減少額	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	徴収率	整理率	未収金残高
		ア =前年度ケ'	イ =ア-ウ (▲=増加を表す)	ウ	エ	オ	カ =イ+エ+オ	キ =エ+ウ	ク =カ÷ア	ケ =ウ-(エ+オ)	ウ'	エ'	オ'	カ' =エ'+オ'	キ' =エ'+ウ'	ク' =カ'÷ウ'	ケ' =ウ'-(エ'+オ')	キ'' =(エ+エ') ÷(ウ+ウ')	ク'' =(カ+カ') ÷(ア+ウ')	ケ'' =ケ+ケ'
B	令和元実績	357	0	357	0	0	0	0.0%	0.0%	357	0	0	0	0	-	-	0	0.0%	0.0%	357
C	令和2修正目標	357	0	357	357	0	357	100.0%	100.0%	0	0	0	0	0	-	-	0	100.0%	100.0%	0
D	令和2実績	357	0	357	124	0	124	34.7%	34.7%	233	0	0	0	0	-	-	0	34.7%	34.7%	233
E	令和3当初目標	0	0	0	0	0	0	-	-	0	0	0	0	0	-	-	0	-	-	0
F	令和3修正目標	233	0	233	233	0	233	100.0%	100.0%	0	0	0	0	0	-	-	0	100.0%	100.0%	0
G	令和4当初目標	0	0	0	0	0	0	-	-	0	0	0	0	0	-	-	0	-	-	0

3. 令和2年度決算見込における未収金実績の状況(区分別の未収債権の件数・未収金残高、債務者数) … 未収債権の件数及び債務者数については、色付け箇所のみ、整数で入力。未収金残高については、色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数で入力

(残高の単位:千円)

分類	回収債権									整理債権						合計		
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮		⑯	
未収債権の件数	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
未収金残高	0	0	0	233	0	0	0	0	0	233	0	0	0	0	0	0	0	233
現年度未収債権の件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
現年度未収金残高	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】  
 ① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。(例: 毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。)  
 ② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。  
 ③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される(債務が分割して相続される)が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。  
 それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なる場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。  
 ※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ ⇒ 回収債権: (④ → ⑤) 又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ / 整理債権: (⑩ 又は ⑪ 又は ⑫ → ⑬) → ⑭ 又は ⑮ → ⑯

令和2年度決算見込における債務者数	1	人
令和2年度決算見込における未収債権の件数(過年度+現年度)	1	
令和2年度決算見込における未収金残高(過年度+現年度)	233	

= 上記2のD(「令和元実績」)のケ

4. 令和2年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	相続財産管理人による売却に向けた手続きを行った。	
取組実績	相続財産管理人の管理業務が終了し、土地の売却益により債権の一部弁済(配当)を受けた。	
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相続財産管理人の申立ての際に必要な予納金が約100万円と高額である。</li> <li>・申立てから清算が完了するまで時間を要する(今回の案件:約2年の見込み)。</li> <li>・申立てしても土地が売却できず、債権の支払い、予納金の返戻がない場合がある。</li> </ul>	
改善策	残りの債権については、所有者不在で回収できる見込みがなく、他の債権回収の手法も見当たらないため改善策なし。	

5. 令和3年度の取組内容 … 「1. 令和2年度の修正目標(=未収金残高目標)の達成状況」及び「4. 令和2年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載

	過年度	現年度
取組内容	残りの債権については、所有者不在で回収できる見込みがないため、今後徴収停止の手続きを行い、時効完了後に不能欠損処理として進める。	

未収金目標及び具体取組内容調査

所属	都市計画局	担当	建築指導部監察課	債権整理番号(3ケタ)	002	債権区分	強制徴収公債権(強制公)	債権名	行政代執行に要した費用
----	-------	----	----------	-------------	-----	------	--------------	-----	-------------

1. 令和2年度の修正目標(=未収金残高目標)の達成状況 … いずれかの記号を入力 ※修正目標 … 当年度当初に、前年度末の未収金残高の結果を踏まえて、当初目標を修正したもの

(例) 令和2年度修正目標=令和2年度当初に、令和元年度末の未収金残高の結果を踏まえて、令和2年度当初目標を修正したもの

過年度	B1	現年度		合計(過年度+現年度)	B1
-----	----	-----	--	-------------	----

「A」… 目標達成、「B1」… 取組みは予定通り実施したが、目標は未達、「B2」… 取組みを予定通り実施できず、目標も未達、「-」… 当年度中に新規発生した債権のため、前年度時点で目標未設定

2. 未収金の推移(実績及び目標) … 色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数 ※当初目標 … 前年度中に設定する当年度の目標

(単位:千円)

A	平30実績	過年度分									現年度分									合計		
		前年度からの 調定繰越額	年度中の 調定減少額	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	徴収率	整理率	未収金残高		
		ア =前年度ケ'	イ =ア-ウ (▲=増加を表す)	ウ	エ	オ	カ =イ+エ+オ	キ =エ+ウ	ク =カ÷ア	ケ =ウ-(エ+オ)	ウ'	エ'	オ'	カ' =エ'+オ'	キ' =エ'+ウ'	ク' =カ'÷ウ'	ケ' =ウ'-(エ'+オ')	キ'' =(エ+エ') ÷(ウ+ウ')	ク'' =(カ+カ') ÷(ア+ウ')	ケ'' =ケ+ケ'		
B	令和元実績	1,500	0	1,500	0	0	0	0.0%	0.0%	1,500	0	0	0	0	-	-	0	0.0%	0.0%	1,500		
C	令和2修正目標	1,500	0	1,500	1,500	0	1,500	100.0%	100.0%	0	0	0	0	0	-	-	0	100.0%	100.0%	0		
D	令和2実績	1,500	0	1,500	0	0	0	0.0%	0.0%	1,500	0	0	0	0	-	-	0	0.0%	0.0%	1,500		
E	令和3当初目標	0	0	0	0	0	0	-	-	0	0	0	0	0	-	-	0	-	-	0		
F	令和3修正目標	1,500	0	1,500	1,500	0	1,500	100.0%	100.0%	0	0	0	0	0	-	-	0	100.0%	100.0%	0		
G	令和4当初目標	0	0	0	0	0	0	-	-	0	0	0	0	0	-	-	0	-	-	0		

3. 令和2年度決算見込における未収金実績の状況(区分別の未収債権の件数・未収金残高、債務者数) … 未収債権の件数及び債務者数については、色付け箇所のみ、整数で入力。未収金残高については、色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数で入力

(残高の単位:千円)

分類	回収債権									整理債権						合計		
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮		⑯	
未収債権の件数	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
未収金残高	0	0	1,500	0	0	0	0	0	0	1,500	0	0	0	0	0	0	0	1,500
現年度未収債権の件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
現年度未収金残高	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】  
 ① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。(例: 毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。)  
 ② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。  
 ③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される(債務が分割して相続される)が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。  
 それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なる場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。  
 ※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ ⇒ 回収債権: (④ → ⑤) 又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ / 整理債権: (⑩ 又は ⑪ 又は ⑫ → ⑬) → ⑭ 又は ⑮ → ⑯

令和2年度決算見込における債務者数	1
-------------------	---

令和2年度決算見込における未収債権の件数(過年度+現年度)	1
令和2年度決算見込における未収金残高(過年度+現年度)	1,500

4. 令和2年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	負債が増えても用地売却に向けた手続きを行い、債権の一部でも回収に向け進めていくのか、それとも債権回収見込みなしとして不能欠損とするのかの判断を行う。	
取組実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昨年度に引き続き、各金融機関及び生命保険会社に対し債務者の個人口座や保険契約の状況を照会を行った。</li> <li>・財政局が公売をかける際の手順について調査を行った。</li> <li>・財政局や大阪府不動産コンサルティング協会等に土地の売却に向けて相談を行った。</li> <li>・資産(土地)の買い手がいないか、隣接する土地の所有者に聞き取り調査を行った。</li> <li>・財政局より、滞納処分停止方法について情報提供いただく。</li> </ul>	
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・債務者が生活困窮者であること。</li> <li>・財産調査を行った結果、現時点において債権回収を見込める財産が存在しないこと。</li> <li>・財政局や大阪府不動産コンサルティング協会等に相談を行い、代執行を行った土地が建築基準法に基づく道路に接していないため、売却できる可能性は低い、とのご意見をいただいた。また、売却できたとしても全額回収できる見込みが薄い。</li> <li>・隣接する土地の所有者に聞き取り調査を行ったが、現時点で購入する意向がない。</li> <li>・土地を公売するにあたり、土地の測量費用が必要であり、債権額が増加することが懸念される。</li> <li>・上記の理由により、債権回収することが極めて難しい。</li> </ul>	
改善策	債権回収の見込みが薄く、改善策がなし。	

5. 令和3年度の取組内容 … 「1. 令和2年度の修正目標(=未収金残高目標)の達成状況」及び「4. 令和2年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載

	過年度	現年度
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・負債が増えても用地売却に向けた手続きを行い、債権の一部でも回収に向け進めていくのか、それとも債権回収見込みなしとして不能欠損(滞納処分の停止)とするのかの判断を行う。</li> <li>・改めて債務者の財産調査及び隣接する土地の所有者に聞き取り調査を行い、状況の変化がないかの確認を行う。</li> <li>・引き続き、公売に向けた手順の確認と並行して債権の時効までに不納欠損(滞納処分の停止)も視野に手順の確認を行う。</li> </ul>	